⑸ Delivery place : As shown in the specifications

⑹ Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the open tender are who shall :

① not come under Article 6 of the administrative instruction of the Contractual Rules of the West Nippon Expressway Company Limited,

② submit a copy of a tax payment certificate published within the past three months and formulated in either formats of 3, 3—2 or 3—3 prescribed by Article 9 of the Enforcement Regulations of the National Tax Act,

③ have proven to have actually manufactured or delivered the products concerned,

④ have proven to have prepared a system to provide rapid after-sale service for the products concerned,

⑺ Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 4 : 00 P.M. 9 April 2012 (submitted by mail : 4 : 00 P.M. 6 April 2012)

⑻ Time-limit for tender : 1 : 30 P.M., 16 May 2012 (tenders submitted by mail 4 : 00 P.M., 15 May 2012)

⑼ Contact point for the notice : Kazuaki Kimura Assistant Manager, Accounting Division, General Affairs and Planning Department, Kansai Branch, West Nippon Expressway Company Limited, 1—13 Iwakura-cho, Ibaraki City, Osaka Prefecture 567—0871 Japan TEL 06—6344—9242

入札公告の取消

次のとおり入札公告を取り消します。

平成24年3月19日

経理責任者　独立行政法人国立病院機構
四国がんセンター院長　新海　哲

◎調達機関番号　597　◎所在地番号　38

平成24年1月26日付（号外政府調達第16号・84ページ）掲載の入札公告「ハラヴェン静注1㎎（1㎎／2㎖／1瓶）1箱（1瓶入）1,140箱」を取り消します。

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成24年3月19日

首都高速道路株式会社
代表取締役社長　橋本圭一郎

◎調達機関番号　420　◎所在地番号　13

1　工事概要

⑴ 品目分類番号　41

⑵ 工事名　（高修）交通管制中央装置統合化改修工事1－1

⑶ 工事場所　東京都千代田区平河町二丁目他

⑷ 工事内容　交通管制中央装置更新及びバックアップ交通管制中央装置新設

⑸ 工期　契約締結日の翌日から平成26年3月10日まで

⑹ その他

① 本工事は、競争参加資格確認申請書により資格が確認された競争参加希望者のうち、技術提案書及び工事費内訳書の提出を行った者（以下「技術提案者」という。）と交渉を行い、それらの内容を総合的に評価して2次審査を受ける技術提案者を選定し、次に詳細工事費内訳書を受け付け、交渉を行った後、価格と価格以外の要素を総合評価して落札者を決定する総合評価方式を併用した技術提案価格交渉方式（複数者交渉タイプ）の適用工事である。

② 技術提案の範囲は、工事目的物（性能、系統、設置空間等）の変更を伴わない範囲とする。

2　競争参加資格

⑴ 首都高速道路株式会社契約規則実施準則（平成23年準則第1号）第73条の規定に該当しない者であること。

⑵ 首都高速道路株式会社における電気通信工事に係る競争参加資格の認定（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、首都高速道路株式会社における電気通信工事に係る競争参加資格の再認定）を受け、当該認定（再認定）の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,100点以上である単体であること。

⑶ 平成13年度以降に、次に掲げる工事を完工した実績（元請に限る。）を有すること。なお、共同企業体の構成員（代表者を含む。以下同じ。）としての実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る。

交通管制システムの中央装置を自ら製作及び調整し、併せて据付ける工事

⑷ 次に掲げる基準を満たす専任の主任技術者又は専任の監理技術者及び現場代理人（以下「配置予定技術者」という。）を契約締結日の翌日までに本工事に配置できること。なお、主任技術者又は監理技術者は、現場施工着手日の前日までの期間については、必ずしも専任を要しない。現場施工着手日は、平成24年11月1日（木）を予定している。

① 主任技術者及び監理技術者については、次のア～カのいずれかの要件を満たすこと。

ア 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条及び建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条の3の規定による技術検定のうち、1級又は2級の電気工事施工管理に関する検定種目に合格した者（以下「電気工事施工管理技士」という。）

イ 技術士法（昭和58年法律第25号）第6条及び技術士法施行規則（昭和59年総理府令第5号）第11条の規定による第二次試験のうち、電気電子部門又は総合技術監理部門（選択科目を「電気電子」とした者に限る。）に関する技術部門に合格し、かつ、同法第32条の規定により技術士登録簿に登録を受けた者（以下「技術士（電気部門）」という。）

ウ 電気工事士法（昭和35年法律第139号）第6条及び電気工事士法施行令（昭和35年政令第260号）第7条の規定による試験に合格し、かつ、3年以上の実務経験を経た者

エ 電気事業法（昭和39年法律第170号）第45条及び電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令（昭和40年通商産業省令第52号）第6条の規定による試験に合格し、かつ、5年以上の実務経験を経た者

オ 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第45条及び電気通信主任技術者規則（昭和60年4月1日郵政省令第27号）第7条の規定による試験に合格し、かつ、5年以上の実務経験を経た者

カ ア～オと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者

② 監理技術者については、建設業法第26条第2項に規定する技術者であり、監理技術者資格者証（電気工事又は電気通信工事）及び監理技術者講習修了証（電気工事又は電気通信工事）を有する者であること。

③ 配置予定技術者のうち少なくとも1名は、平成13年度以降に専任の主任技術者若しくは専任の監理技術者又は現場代理人として、次に示す工事の経験を有する者であること。なお、共同企業体としての経験は、出資比率20%以上の場合のものに限る。

交通管制システムの中央装置を自ら製作及び調整し、併せて据付ける工事

⑸ 工事目的物の一部又は全てが完成し、引渡した後の障害発生時において、当社からの連絡に対し24時間体制で修理復旧に必要な技術的支援及び必要部品の手配を行える保守支援体制を有すること。

⑹ 本工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑺ 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）の提出期限の日から開札までに、首都高速道路株式会社から競争参加停止措置準則（平成17年準則第22号）に基づく競争参加停止を受けていないこと。

3　技術提案等に関する事項

⑴ 技術提案書及び工事費内訳書の作成　技術提案書の作成に当っては、入札説明書に従い、基本条件を満足するよう十分な検討を行い、入札説明書に示す様式により作成すること。

また、工事費内訳書の作成に当っては当該技術提案書に対応したものとし、入札説明書に示す様式により作成すること。

⑵ 技術提案書及び工事費内訳書の審査　本工事は、1次審査及び2次審査の2段階により、技術提案書及び工事費内訳書の審査を行う。